

# 第二十七回 宗教法学会

宗教的理由による義務教育拒否をめぐる憲法問題

はじめに — 問題の所在

一 義務教育拒否事件 (*Wisconsin vs. Yoder*) の背景と概要

1 アミッシュ教団の歴史・教義・生活様式

2 事件の概要

二 宗教的理由による義務教育の免除における較量テスト

1 一般法適用免除の基本的要件

2 一般法適用免除における較量テスト

(1) ヨウダ判決の較量テスト

(2) シャーバト判決の較量テストとの関係

(3) 「明白かつ現在の危険」テストとの関係

三 宗教的理由による義務教育の免除と宗教国定禁止条項

1 宗教的自由の保護と宗教国定禁止条項

2 宗教的自由の保護と宗教的中立の原則

瀧

澤

信

彦

(北九州大学)

3 宗教活動自由条項に基づく宗教に対する国の協調的対応 accommodation

4 宗教に対する国の協調と協働

むすび—ヨウダ判決の意義

はじめに — 問題の所在

(一) 今日、立憲主義の定着した国家において、宗教の自由の保障に関する主要な関心事は、世俗的な目的・内容の法の適用が宗教的信条と衝突し、あるいは宗教信仰の実践を妨げるばあいには、憲法上の宗教的自由の保障規定に基づき、どのような規準によつて、当該宗教的行為に対する法の適用の免除が認められ、宗教の真摯な実践を困難にしている法的義務の免除が認められうるのかという点にある。

合衆国最高裁は、一九四〇年代以降いくつかの判決で、合衆国憲法修正一条の宗教的自由の保障規定が、国に対して宗教的信条・信念の実践ないし表明を抑止することを禁止し、宗教的行為に対する一般法の適用の免除を要求するものであるとの見解を示唆し、あるいは言明してきた。

(二) ウィスコンシン州の義務教育法は同州の子供たちに、一六歳に達するまで学校に通うことを要求するものであったが、アミッシュ派の信徒の一四歳から一五歳までの子供たちは、学校に在籍していなかった。その親たちは、郡裁判所において右州法違反で有罪とされ、罰金を科せられた。

合衆国連邦最高裁判所は、右有罪判決をくつがえしたウィスコンシン州最高裁判所の判決を支持した(ウィスコンシン州対ヨウダ事件 *Wisconsin vs. Yoder* 判決<sup>(1)</sup>)。これは、失業手当受給資格に関する事件 (*Sherbert vs.*

Verner) を除けば、合衆国最高裁が、宗敎信仰の実践について、合衆国憲法修正一条の宗敎活動自由条項 the exercise clause が、国に協調的措施をとることを命じているとして、一般法上の義務の免除を認めた最初の事件であったといえる。

(三) 連邦最高裁は、アミッシュ派の義務教育法上の義務の免除の主張を容認するにさいし、いくつかの困難な問題に直面した。(1)教育に関する国の利益は至上の価値をもち、その要求は絶対的なものか。(2)子供の教育に関する親の権利、とりわけ子供の宗敎的教育についての親の利益は、宗敎的自由の憲法保障のもとで高い価値が認められるがゆえに、教育に関する国の利益よりも優先させられるべきではないか。(3)そして、このようなむづかしい価値較量を行なうばあい、合理的なものとして受け入れられるテストはどのようなものか。(4)さらに、宗敎的理由により一般法上の義務を免除することは、宗敎に対する優遇、支援となり、宗敎国定禁止条項に違反することにならないか。(5)こうした法的義務免除を認める場合に信仰の誠実さ、信仰と拒否行為との実質的関連性、ないし信仰と活動の不可分性などの判断が行なわれざるをえないがゆえに、それは宗敎的自由の侵害となり、宗敎との過度のインタングルメントを生むことにならないか、などの問題である。

本件の特徴と重要性とにかんがみ、まず、アミッシュ教団の歴史とその教義、信条、生活様式等の特徴を概観する。

一 義務教育拒否事件 (Wisconsin vs. Yoder) の背景と概要

1 アミッシュ教団の歴史・教義・生活様式

被上訴人ヨウダらが属する宗敎集団は、一九六〇年代の新しい、風変わりなカルト cult の一つではなかった。

その歴史は一六世紀にさかのぼる。当時ローマカトリック教会を改革する多くの試みがみられ、それは、独立のプロテスタント諸集団を生んだ。それらの集団の指導者の中には、ルター Martin Luther、ツィングリ Huldreich Zwingli、ヘンリ三世 Henry III、少しあとのカルヴァン John Calvinらがいた。ヘンリ三世が着手した改革を除けば、それらの改革の試みは、その性質上神学的なものであった。改革者たちがそれぞれ、これぞ新約聖書のキリスト教と考えるものへとキリスト教会を立ち返らせようとしたのであった。

ところで、一六世紀に出現したもうひとつのプロテスタント集団があった。それは、アナバプテイスト Anabaptists であり、スイスのツォリッヒにおけるツィングリ改革のち、この改革に反対して起こったものである。アナバプテイストは、それまでの改革者たちのいずれも、ローマカトリック教会との関係を断つたさいに、とてもそこまでは達しえなかつた見解をとつた。改革者たちは一般に、正しい方向へと出発したが、自らの考え方に、その論理的帰結にまで忠実に従つたわけではなかつたから、彼らのキリスト教徒としての生活と思想とを新約聖書の示す模範に従わせようとまでする者はいなかつた。これに対し、アナバプテイストは、新約聖書の考え方と信仰とに細かいところまで忠実であろうとし、徹底して改革的な見解をとろうと努めた。そうした態度のゆえに、アナバプテイストの運動は、歴史家によって、“Radical Reformation”とか、“Leftwing of Reformation”というレッテルをはられてきた。アナバプテイストの理論の根底となるものは、この世(俗世間・俗界)は全体として邪悪で腐敗しており、彼らの教会は聖徒 saints の共同体であるという考えかたである。したがってこの宗派の信徒たちは可能なかぎりこの世と離別し、異なっていなければならぬ。もし他の教会から彼らの集団に加わりたいという者が来たとき、その者がこの世と離別するために、洗礼、それも全身浸礼を受けてアナバプテイストの聖徒共同体に入るべきことが要求された。彼らは、これのみが真の洗礼だと考えた。しかし、幼児洗礼を真の洗礼と信じ

る彼らの敵対者たちは、それを無用な再洗礼だと信じた。彼らのアナバティスト Anabaptist という名の起源は、再洗礼者 rebaptizer であり、彼らを非難する者によって付けられたものである。

プロテスタントの他のキリスト教会のもつ問題の一つは、それらが国教会になることに積極的であつたことである。それは教会とこの世との密接な接触をもたらす。アナバプティストは、教会と国家とは分離されるべきだと主張した。これは一六世紀において彼らを類例のない存在たらしめた原理である。

この運動の創始者ではなかつたが、メノー・シモンズ Menno Simons は、かつてローマカトリックの司祭であつたが、オランダの非暴力主義のアナバプティストの指導者となつた。彼の指導は大きな影響力をもち、オランダのアナバプティストは、メノナイト Mennonites と呼ばれるようになった。メノナイト派は、会衆の規律や個人の聖徒としての地位を維持するために破門ならびに忌避を行なつた。万一、教会員が厳格な宗敎生活を維持しえないとき、あるいは会衆の道德律を破つたとき、その者は訓戒ののち破門され、共同体から追放されることになる。一七世紀の終り近く、メノナイト教団は、勢いを失いはじめた。それは部分的には迫害のため、また部分的には他の社会集団との接触がもたらした文化変容 acculturation によるものであつた。この教団のきびしい宗敎的規律はゆるみはじめ、忌避の実施はまれになつた。

一六九〇年代に、スイスの一メノナイト教徒は、この内部の道德規律の弛緩を遺憾とし、その復興を求めた。彼が Jacob Amman であり、主としてアルザス Alsace のメノナイト教徒の一部を率いてもとの道の復興に導き、破門と忌避との実施によつて、高度に規律された聖徒共同体としての教会の觀念を改めて主張することになつた。

Jacob Amman の名をとつてアミッシュ Amish と呼ばれるやうになつたこの集団は、メノナイト派諸集団のうちでも最も厳格な集団として生き残り、とくにこの分派は Old Order Amish と称された。

ヨーロッパでの迫害をのがれて、一七二七年には早くもアメリカにやって来ていたアミッシュ派の信徒たちは、その後一八世紀を通じ、また一九世紀の第一四半期にもアメリカに定住することになる。北アメリカにだけ、アミッシュという名とその独特の神学とその実践慣行とが生き残ってきた。この宗教集団の主要な特徴は、風習に対する固執と変化に対する極端なまでの抵抗であった。したがって、このアミッシュ派 Old Order Amish は、一七世紀の保守的な先祖たちと実際にそっくりでありつづけている。彼らの祖先と同様に、今日のアミッシュ派には、聖書の中の二つの特愛の聖句がある。その一つは、「あなたがたは、この世に順応してはならない (Do not be conformed to this world)」。むしろ、心の再生によって新しいひとに造りかえられなさい。そうすれば何が神の御こころであるか、何が善であって神に受け容れられ、かつ全きことであるかを、わかまえ知るようになるであろう」(ローマ人への手紙、二二章二節) という一節であり、もう一つは次の聖句である。「あなたがたは、不信仰者となりあわないのに、くびきをともしるようなことをしてはならない (Do not be unequally yoked together with unbelievers)。神の義は不義と何の関係があるというのか。光は闇とどんな共通性があるというのか」(コリント人への第二の手紙、六章一四節)。これらの聖句は、アミッシュにとつて、彼らが、この世において他の人々と同じであってはならないことを意味しており、このことを固守しつづけた結果、彼らはその特異性と固有性を保持することになったのである。

アミッシュ派の信徒は、異教的な世の真ただ中で聖徒の共同体としてのその性格を維持するために、意識的にこの世から自分たちを引きはなし区別するような独特のライフ・スタイルを採ってきた。そのライフ・スタイルは包括的なもので、ユニークな服装や言葉から現代的な衣食住の便利さを取り入れないことまでを含んでいる。<sup>(2)</sup>

2 事件の概要

アミッシュ派信徒らは、その簡素な農業生活にも基礎的な初等教育の必要を認めるから、子供たちを第八学年まで学校に通わせることには反対しない。しかしそれ以上の正規の教育を受けさせることは、子供たちを、アミッシュ派の信仰や生活様式に反する思想や生活態度に触れさせることになる。したがって、アミッシュの共同体の外の世界の考え方に集中的にさらすことから不可避的に生じる子供たちの墮落を避けるために、正規の教育を制限する方法を選択してきた。彼らの主張は、彼らは、憲法で保障されている宗教上の権利の一つとして、そのようにする権利を有しており、それは州の義務教育法 compulsory school attendance law に優位する、<sup>(3)</sup> というものである。

グリーン・カウンティ巡回裁判所は、ウイスコンシン州の義務教育法が「被告らが自らの誠実な宗教信仰に従って行動する自由に干渉する」ものであると判断したが、同時にまた、同州法の一六歳までハイスクールに通うことの要求は、政府の権限の「合理的かつ合憲の」行使であり、ゆえに本件告発の却下の申立ては認められない、との結論を示した。<sup>(4)</sup>

ウイスコンシン州最高裁は、被上訴人がウイスコンシン州の義務教育法違反で有罪判決を受けたのは、合衆國憲法修正一四条によって州に適用される同修正一条の宗教活動自由条項 Free Exercise Clause により無効であるとした。<sup>(5)</sup> 同州最高裁の多数派の意見では、ウイスコンシン州は、「ある教育制度を確立し、維持すること」における同州の利益が、「被告らの宗教の自由な活動に対する権利に優先する」ということを十分に立証しえなかつたという<sup>(6)</sup> ことである。

ウイスコンシン州は連邦最高裁に上訴した。連邦最高裁は、ウイスコンシン州最高裁の判決を審査するために、この事件の移送令状の発給を認め、右州最高裁の判決を確認した。パーガー W. E. Burger 首席裁判官が裁判所の



意見を記した。スチュアート P. Stewart 裁判官が同意意見を記し、ブレナン W. J. Brennan 裁判官がこれに加わった。またホワイト B. R. White 裁判官も同意意見を記し、ブレナン、スチュアート両裁判官がこれに加わった。ダグラス W. O. Douglas 裁判官は、裁判所の意見に部分的に同意しえず、反対意見を記した。パウエル J. F. Powell、レンキスト W. H. Rehnquist 両裁判官は、本件の審査、判決に加わらなかった。

連邦最高裁の多数意見は、次のような結論を示した。

本裁判所は、 Wisconsin シン州最高裁とともに、修正一条および一四条により、同州は、被上訴人に彼らの子供たちを一六歳まで正規のハイスクール教育を受けさせるよう強制することは許されない、との判断を下すものである。<sup>(7)</sup> 宗教セクトとして、二世紀にわたり同一性を保持しつづけてきた歴史およびアメリカ社会で自給自足的な部分社会として成功をおさめてきた長い歴史に助けられ、アミッシュ派信徒は、本件において、彼らの宗教信仰の誠実さ、その信仰と彼らの生活様式との相關関係、信仰と日常の行動とが長く存続してきたアミッシュ派信徒共同体ならびにその宗教的組織の中で演じる重要な役割、および彼ら以外の州民一般に有効に適用される法律の「アミッシュ派信徒に対する」執行がもたらす害悪を説得力をもって立証した。その上さらに、彼らアミッシュ派信徒は、 Wisconsin シン州がそのハイスクールの義務教育課程を擁護すべく提示するあらゆる利益との関係で、彼らのほどこす継続的な非公式の職業教育が十分にそれにとつて代わりうるものであることを立証した。<sup>(8)</sup> おそらく他の宗教集団ないし宗派のなかでこれをなしうるものはわずかしかないとと思われる説得力ある立証にてらし、かつ同州の要求するところとアミッシュが受け入れているところとの差異が最小限のものであることを考慮すれば、義務教育に関する疑いもなく強固な州の利益がアミッシュに義務教育の免除を認めることによつてどの程度損なわれることになるかを、いっそう綿密に立証する責任が同州の側にあつたのである。<sup>(9)</sup>

## 二 宗教的理由による義務教育の免除における較量テスト

### 1 一般法適用免除の基本的要件

連邦最高裁は、較量テストを適用するに先だつて、その判断の基礎となるいくつかの認定規準 criteria を示した。(1)第一に、宗教信仰の誠実さ、すなわち宗教的理由により子供の教育を拒否する被告らが宗教を誠実に信奉していることの立証を要求された<sup>(10)</sup>。(2)第二に、行為が宗教信仰・信条に基づいているか、すなわち被告らが憲法による保護を求めている行為が「宗教信仰に根底をもつ」ものであるかが問題とされた<sup>(11)</sup>。(3)さらに、行為と信仰との論理的関連性、すなわち被告らの行動と彼らの教理、信条との間に論理的、必然的な関連性があるかどうかを審査された<sup>(12)</sup>。連邦最高裁は、右いずれについてもアミッシュ派信徒の被告らが規準をクリアしていることを認めた。

右の認定規準(1)の宗教信仰の誠実さの審査は、伝統的に、連邦最高裁が回避しようと努めてきたことである。その審査したい宗教的自由を侵害するおそれがあるからである。宗教的誠実さは、宗教的眞実性と切り離しえないものであり、これが審査の対象とされるばあい、宗教的迫害の可能性が生じうるからである<sup>(13)</sup>。ヨウダ判決は、判決の規範的効力を誠実、真摯な宗教信仰をいだいていることの明白に認められる人々にのみ限定する意図をもっていったことは明らかである。国は、ある状況、条件のもとで、宗教信仰に対して協調的な措置を要求されるとすれば、それは信仰が誠実にいだかれていなければいかにきざられるということである。信仰の誠実さを要求せずして国に協調的な措置をもとめることは、国の規制を単にわずらわしい負担だとするだけでその適用の免除を求めるような人びとの戦術的な要求に道を開くことになる<sup>(14)</sup>、ということも考慮されねばならないであろう。

右認定規準(2)は、一般法上の義務の免除の主張は、修正一条・宗教活動自由条項の保護を確実にするためには、まぎれもなく宗教的動機にその根拠がなければならぬことである。「憲法上の保護をうける資格のある「宗教的」信条ないし行為」とはどういうものかの判断は、「最もデリケートな問題を提起する」ことになりうる。しながら、ヨウダ判決は、「社会全体がそれに重要な利害をもっている行為の問題」であるからには何人も「その人じしんの基準をつくること」が許容されるものではないとし、ヘンリー・ソローを純粹に主観的な考え方に従った生活様式の例として挙げ、「哲学的、個人的な」選択もしくは、「純粹に世俗的な動機」に基づく「単に個人的な好み」に従った行為であるならば、それは修正一条によつて保護される資格のないものであるとした。<sup>(15)</sup>

判決の一部について反対し個別意見を記したダグラス裁判官は、この点に関連して、ヨウダ判決には、スイーガー事件 *United States vs. Seeger* 判決やウエルシュ事件 *Welsh vs. United States* 判決に示された、よりリベラ的な広い宗教の解釈からの後退がみられるとした。それらの良心的兵役拒否事件の判決は、戦争への参加拒否が宗教的というよりはむしろ哲学的、道徳的な理由によるということから、ただちに良心的拒否者の地位を否認されるべきではないとした。スイーガー判決は非有神論的な良心的拒否者に、そしてウエルシュ判決は非宗教的な良心的拒否者に軍務の免除を認めた。ダグラス裁判官によつて、そうであるならば、中等教育の免除がなぜ宗教的動機による拒否者にかぎつて認められるのか理解しがたいところであつた。<sup>(16)</sup>

右認定規準(3)の、教理、信条と行動との論理的関連性については、アミツシュ派の神学の内容を詳しく確認し、同教団の生活様式とその神学とが切り離しがたい関係にあり、前者が後者の核心部分に依拠していることが認められた。公教育に対する議論の余地のない国の重要な利益に優先する生活様式であることを論証するために、かような評価が必要であつたと思われる。

いずれにせよ、このように、アミッシュ派信徒に義務教育法の適用を免除するために、本裁判所によって行なわれた「宗教活動についての綿密なおそらく度重なる審査」は、スチュアート裁判官の同意意見において指摘されたように、連邦最高裁が、これまで、これを回避しようと努めてきたことである(宗教国定禁止条項により、国は「宗教との過度のインタンゲルメント excessive entanglement」を回避するよう要請される)。スチュアート裁判官は、ヨウダ判決にみられるインタンゲルメントが、宗教国定条項によって禁止される程度のものとなつてはいないとしているが、そのおそれのあることを示唆しているように解される。<sup>(18)</sup>

## 2 一般法適用免除における較量テスト

### (1) ヨウダ判決の較量テスト

Wisconsin州とアミッシュ派信徒の間の争いは、初等教育を終えたあとの2年の正規の教育に関わるものであった。農業共同体のなかで児童に職業教育をほどこすというアミッシュ派の慣行は、3世紀にわたる長い伝統に根ざす、まぎれもなく宗教的信条の実践といえるものであった。あと2年の正規の義務教育を付け加えることが、アミッシュ教団の存続を危険にさらすことになるほどの重い負担をアミッシュ派信徒(の宗教活動の自由)に与えるものとなることが立証されている。

ヨウダ判決のテストのひとつは、国の要求が「宗教信仰の自由な実践を否認する」ものであるばあい、これを強いることができるかということである。<sup>(19)</sup>だが、州側は、義務教育制度は、アミッシュ派の宗教的慣行に優位する「せび守られねばならぬ compelling」ものであると主張した。そこで次のテストが必要となる。義務教育によって推進しようとする利益がどのようなものであるか、ならびに義務免除によって義務教育の目的達成にどのような障

害が生じるか、の検証である。<sup>(20)</sup>パーガー首席裁判官のみるところでは、義務教育の目的は、社会的、政治的な事柄に、効果的に、かつ賢明に、独立自存の、自足的な市民として参加しようよう準備させることにあった。そのような利益は八年年の初等教育を終えたのち、アミッシュ派信徒共同体のなかでの非公式の職業教育課程で施される教育を通じて実現される。正規の中等義務教育にとって代わるアミッシュ教団の教育によって、アミッシュ教団の児童は、市民としての社会的義務を履行しようようになるのであつて、何も義務教育を強制して宗教的信条の自由な表現、実践を危うくするまでのことをする必要はないというのである。また義務教育の免除によって、アミッシュ派の子供たちが精神的肉体的な健康を損なうことになるとか、市民の義務、責任を果たせなくなるとか、社会の福祉を著しく損なうなどの結果を生むことも考えられない。

ところがパーガーは、同時に、公教育が「国の最高度の重要性をもつ責務」であることを認めて<sup>(21)</sup>いる。Brown vs. Board of Education 判決でも、「教育は、おそらく、州政府ならびに地方自治体の最も重要な役割であり、そして「義務教育法は……民主主義社会にとっての教育の重要性……を明示するものとなつて<sup>(22)</sup>いる。それにもかかわらず、国が、子供の教育に関する親の利益と結びついた宗教的信条を尊重して、義務教育法の適用を免除しなければならないとした。それは、次のような基本的なテストに依拠している。教育に関する国の利益がどれほど高く位置づけられようと、宗教的自由の権利、子供の宗教的養育に関する伝統的な親の利益と衝突する場合、較量の必要があるとし、「修正一条の宗教活動自由条項により保護されている利益にまぎれもなく優先する重大な国の利益が存在する」ことが明らかでなければ義務教育を強制しえない、とした。<sup>(23)</sup>それは、「至高の地位をもつ利益のみが、宗教活動の自由の正当な権利に優先<sup>(24)</sup>しうる」ということであり、義務教育に関する国の利益は、絶対的なものではなく、<sup>(25)</sup>義務教育制度に対して修正一条の宗教条項の保障する宗教活動の自由の権利が

優先するものであるとの前提を示唆している。<sup>(26)</sup>

(2) シャーバト判決の較量テストとの関係

ヨウダ判決は、次のようなシャーバト対ヴァーナ事件 *Sherbert vs. Verner* 判決の示した較量テストを再確認したといえる。(1) 国の規制が個人の「宗教活動の自由になんらかの負担を課す」ものであるか。(2) 「修正一条の権利の重大な侵害を正当化する」だけの「せひ守られねばならぬ国の利益 *compelling state interests*」が存在するか。<sup>(27)</sup>

この「せひ守られねばならぬ」という文言の意味が次のように示された。「もっともらしい国の利益との合理的な関係のあることを示すだけでは足りない。こうした著しく敏感な反応の起こりうる憲法上の領域においては、

「至上の利益 *paramount interest* を危険にさらすようなきわめて重大な〔権利の〕濫用のみが〔権利の〕制約を許容する根拠となりうる [ *Thomas vs. Collins*, 323 U.S. 516 at 530(1945)]」。<sup>(28)</sup> したがって、(3) 「そうした濫用や危険が助長推進される可能性があるかどうかが問題となる。かりにそうした可能性がまったく否定されえないから免除が認められないと国が主張するばあいでも、「他の選択しうる規制方法をもってしては、修正一条の諸権利を侵害することなしに、可能性として予測されうる濫用に対抗できないことを論証する」責任は国の側にある。<sup>(29)</sup>

ヨウダ判決は、較量テストの(3)に重点をおいて、具体的な検証を行なった。「アミッシュ派信徒の要求する義務免除を認めることによって生じる、州の義務教育の目的「達成」にとつての障害」の検討である。<sup>(30)</sup> そして義務教育に関する「州の利益がアミッシュ派信徒にその免除を認めることによってどの程度損なわれるか」の立証責任は州の側にあるとした。<sup>(31)</sup>

要するに、ヨウダ事件における連邦最高裁の判断は、アミッシュ派信徒の義務教育法上の義務の免除を否認することは、国の児童に対する教育上の利益の実現のために必要とは認められないということである。その実質的根拠

は、アミッシュ教団の職業教育が中等義務教育課程にとって代わりうるものであること、義務教育の目的が、アミッシュ派の共同体生活の中で達成されうることにあった。また、子供や社会全体の福祉、安全が危険にさらされるおそれのあることは立証されていない。

(3) 「明白かつ現在の危険」テストとの関係

このような較量テストは、実質的には、「明白かつ現在の危険 (clear and present danger)」テストの再確認といえる。そして「明白かつ現在の危険」テストは、信仰と行為を区別する二分法的基準を克服するものであった。

ヨウダ判決は、次のような州側の主張を支持しなかった。「信仰」は「国のコントロールから絶対的に自由である」が、「行為」はたとえ「宗教に基づくものであっても修正一条の保護の対象とはならない」、すなわち法の規制に服する。判決は次のように論じている。もちろん「宗教に根拠をもつ行動」が、「保健衛生、安全、一般の福祉」のための国の規制に服することがあったが、それが「常に宗教活動自由条項の保護の対象とされえない」ということを連邦最高裁の諸判決は否認してきた。すなわち「国のコントロール権の及ばない行為の領域」、修正一条の宗教活動自由条項の保護を受ける行為の領域があり、これについては一般法上の規制が適用されえない。<sup>(32)</sup>

レイノルズ対合衆国事件 *Reynolds vs. United States* 判決は次のように判示した。修正一条により意見は絶対的に保障される。しかし、行為は、それが「社会的義務に反し、もしくは善良な秩序を破壊する」ばあいには、修正一条の保護をうけえない。法は宗教的信念や見解そのものに干渉しえないが、宗教的活動に対してはそれが可能である。<sup>(33)</sup>

キャンントウェル対コネティカット事件 *Cantwell vs. Connecticut* 判決は、「信仰する自由は絶対であるが、行為

の自由はことごらの性質上絶対ではありえない。行為は社会の保護のために法規制に服するものである」と確認しながら、「あらゆるはあいにおいて、行為を規制する国の権限は、許容されうる目的を達成しようとするにさいし、「憲法上に」保護されている自由を不当に侵害することのないように行使されねばならない」とし、個人の宗教の自由と社会の安寧ならびに善良な秩序の保護という二つの利益についての較量が行なわれ、「公共の安寧に対する明白かつ現在の危険」がまぎれもなく存在するかどうかを問題とした。そして連邦最高裁は、問題の宗教的行為が「公共の安全や秩序に対する明白かつ現在の危険」を生ぜしめるものではないとして、有罪判決をくつがえした。<sup>(35)</sup>

このようにキャンントウェル判決には、レイノルズ判決の「信仰か行為か」のテストから、「明白かつ現在の危険」の較量テストへの移行がみられる。

ウェストヴァージニア州教育委員会対バーネット事件 *West Virginia State Board of Education vs Barnette* 判決は次のように判示した。修正一条の保障する権利の侵害が正当化されるのは、問題の行為が「明白かつ現在の危険をもたらす」とみられるはあいだけである。<sup>(37)</sup>のみならず、「言論、出版、集会、および礼拝の自由」の制限は、「国が合法的に保護しうる利益に対する重大かつ直接の危険を阻止するためのみ許容される余地がある」<sup>(38)</sup>（強調は引用者）。公共の福祉に対する「直接の危険」があるはあいにのみ制限が可能だということである。これは、「明白かつ現在の危険」テストが直接的もしくは物理的な危険性を基準として運用されねばならないということ、換言すれば、国の福祉警察機能の行使を緊急に要請しなければならぬ最優先の公共の必要性が認められるばあいにのみ、修正一条の保障する自由の制約が許されるというのである。

バーネット判決は、レイノルズ判決の示した「行為と信仰」の区別を明確に否認した。このテストは一九四〇年代の諸判決により廃棄されたと言ふことができる。<sup>(40)</sup>これにとって代わったのが、「明白かつ現在の危険」という基



準を用いる較量テストであった。シャーバト対ヴァーナ事件判決の「ぜひ守られねばならぬ国の利益」テストは、国の利益と宗教活動の自由の権利との比較考量を行なうにさいし、宗教的動機に基づく行為に対する国の規制を正当化するための厳格な要件として、実質的に、「明白かつ現在の危険」という基準を用いていると解しうる。

したがって、シャーバト判決で用いられている国の「至上の利益」や「きわめて重大な濫用」、ヨウダ判決における「至高の地位をもつ利益」などの文言は、国が修正一条の保障する自由、権利の抑止、侵害を正当化するために主張し、立証しなければならぬ利益や濫用を示すものと解することができる。ヨウダ判決は、「義務教育に関する疑いもなく強固な国の利益」が、その免除をアミッシュ派信徒に認めることによってどの程度損なわれるかを立証する責任は国にあるとする。<sup>(4)</sup>子供に関する親の利益が宗教的自由の権利と結びつくとき、それを州法上の要求によって制約することを正当化するためには、その法規制が単に「州の権限内にある目的と合理的な関係」があるという以上のものが要求される。<sup>(42)</sup>

### 三 宗教的理由による義務教育の免除と宗教国定禁止条項

#### 1 宗教的自由の保護と宗教国定禁止条項

バーガー首席裁判官の記したヨウダ判決は、宗教活動自由条項による保護が宗教国定禁止条項に違反することに  
なる可能性について、次のように述べた。「宗教を理由に市民一般に課せられる義務を免除することが宗教国定禁止条項と抵触するものとなりうる危険を無視することは許されない」。だがしかし、「宗教活動の自由の権利によつて助長される価値の保護」という観点にたてば、右のような危険があるということが「どれほど重要な意味をもち

うるにせよ、いかなる一般法上の義務の免除も認めないとすることは許されない」。そして、バーガーは、ウォールツ事件 *Walz vs. Tax Commission* 判決を引用し、次のように指摘した。連邦最高裁はこれまで、「宗教の国定の外観を生じさせる」ような国の行為を許容することなく、「宗教団体の自治と自由とを保持する道を示してきた」。それは危険を伴う「綱渡りの綱」にたとえることのできることであったが、連邦最高裁はそれを「うまく渡りおおせてきた」<sup>(43)</sup>。

このような引用にもかかわらず、バーガーは、さらに脚注において、次のように論及せざるをえなかった。「本件代表意見の述べてきたことは、アミッシュ教徒にウイスコンシン州の義務教育制度の適用を免除することを認める同州最高裁の判決が、許容されえない宗教の国定となりはしないかとの示唆に対処するものなのである。ウォールツ判決において本裁判所は、宗教国定禁止事項が阻止しようとする国と宗教との重大な関わりあいをもたらずものは主として次の三つの国の行為であるとした。「宗教活動に対する後援 sponsorship、財政的支援、および国の主導的関与 active involvement」[397 U.S.664, at 668]。アミッシュ教徒の宗教的信条に対し国を協調せしめること accommodating を、国の後援または主導的な関与にあたることとみることは困難である」<sup>(44)</sup>。

さらにバーガーは、つづけて次のように指摘する。「そのような義務免除の目的と効果は、アミッシュ派「の宗教」を支持し support、優遇し favor、推進し advance、援助する assist ものでなく、義務教育制度が現われるよりもはるか昔より、数世紀の歴史をもつ宗教集団がウイスコンシン州義務教育法に服することによりその宗教活動のまえにおかれることになる重大な障害 heavy impediment から解放し、その存続を許すことなのである」。

そして、バーガーは、シャーバト判決の次のような見解を引用する。そのような「協調 accommodation」は、「宗教上の相違があつたばあいに、政府は中立的立場を守らねばならない」ということを反映しているにすぎないし、

宗教国定禁止条項の目的がまさにそれを予め阻止しようとするところにある宗教的制度と世俗的制度とのインヴォルブメントを示すものではない [Sherbert vs. Verner, 374 U.S. 398, at 409(1963)]<sup>(45)</sup>。

## 2 宗教的自由の保護と宗教的中立の原則

バーガー首席裁判官は、本件のごとき義務免除が宗教国定禁止条項の阻止しようとする宗教活動に対する後援でも主導的関与でもないし、その目的と効果が宗教の支持、優遇、推進、援助、また国と宗教とのインヴォルブメントでもなく、むしろ義務免除を認めないことは、「政府の中立性に対する憲法の要求に反するものとなる」とする。シャーバト判決の言う「宗教上の相違 differences」があつたばあいに政府が中立的立場を守るべきことは、宗教国定禁止条項の命ずるところである、といふのである<sup>(46)</sup>。

一般法の適用が特定の宗教的信条の実践にとつての「重大な障害」となるばあい、その適用を免除してそうした障害を取り除くことは、宗教的中立性の観点から要請されるということである。

このばあいの「中立性」は、形式的には、宗教間ないし宗派間の中立である。右の目的・効果テストを最初に定式化したシエンプ事件 *Abington School District vs. Schempp* 判決は、宗教国定禁止条項が政府に宗教上の中立を命じ、その中立は宗教間・宗派間の中立のみならず宗教と非宗教の間の中立をも意味するとしたが<sup>(47)</sup>、同条項はとりわけ「正統派的教義」の公的支持となる国の行為を禁止しているとの解釈を示した<sup>(48)</sup>。その後の宗教国定禁止条項関連諸判決は、同条項が、有力・支配的な、現実には正統派ないし主流のキリスト教、すなわち多数派の宗教（信仰、教義、儀式、祈祷など）に国の支持、承認が与えられると一般に受けとられ、感じられる国の行為（ウォルツ判決のいう「宗教の国定の外観を生じさせること」<sup>(49)</sup>にあたる）を禁止しているとの解釈を示してきた。少数

者保護の観点から、多数派の宗敎に対する国の支持の外観を生む行為を問題としたのである。その意味での多数派と少数派との間での「中立性」保持を宗敎国定禁止条項が命じているということである。<sup>(50)</sup>

そのような宗敎国定禁止条項の解釈、運用は、少数者の宗敎上の信条とその実践の自由の権利の保護に主眼があつた。このことがバーガー首席裁判官の念頭にあつたと思われる。彼は次のように述べている。アメリカにのみ生き残つたアミッシュ派信徒共同体が、キリスト敎の中でも「主流からはずれ」ており、彼らの「特異性が多数派の国民からどのように見られようと」、アメリカ社会の中で、「著しい成功をおさめてきた社会単位」であるのみならず、西欧文明の重要な価値がこの宗敎集団の中に保全されてきたのであつて、「風変わりな、常軌を逸してさえいる」にせよ、「ある生活様式が、他と異なるという理由で非難を受けることがあつてはならない」。「多数派が『正しい』、アミッシュ派信徒や彼らのような少数派が誤つている」という仮定は許されない。<sup>(51)</sup>

Wisconsin州の主張する教育の主たる目的は、「現代社会において多数派の国民と同様の生き方をするための準備」にあつた。教育の目的を「一般社会から離れて営まれる農業共同体の中で生きていくための準備」にあるとする人々の宗敎的信条を無視して義務教育免除を拒否することは、多数派国民の生活様式が正しいという判断に立つて、これに順応することを強いるに等しい。<sup>(52)</sup> そうした扱いは公正ではないということである。

### 3 宗敎活動自由条項に基づく国の宗敎に対する協調的対応 accommodation

代表意見を記したバーガーは、「法規制は、一見して中立的であつても、その適用において、それが自由な宗敎活動に負担を課すばあいには「国は協調的措施を講じること accommodating を要求され、それを拒否することは中立の原則に反することになる、とする。<sup>(53)</sup> 今日のアメリカには、特定の宗敎や信条を排除する目的でつくられた

法律は存在しない。法律は、通常、一般的に、全ての人に適用される規範であり、かつ世俗的目的に資するという意味で「中立的」である。だから、いかなる結果を生じようとも、それは例外なしに適用され執行されるべきだという見解を、バーガーは否認した。<sup>(54)</sup>

バーガーは、義務教育制度というアミッシュ派信徒の信仰、信条の実践にとって重大な障害となるものから彼らを解放することを、国が拒否すれば、憲法に反することになる。彼は、このようなばあいの法的義務の免除措置を協調 accommodation ということばで表現した。そしてこれは、修正一条の宗教活動の自由の保障に基づく対応であり、かつ国教条項による宗教的中立性の保持の要請に基づくものであるとされた。<sup>(55)</sup> 宗教活動自由条項に依拠して宗教的理由により一般法上の義務を免除することが、宗教国定禁止条項に抵触するおそれがあるとしながら、ヨウダ判決は、シャーバト判決と同様に、宗教活動自由条項が、ばあいによっては宗教活動に対して国が協調的措置をとることを国に命じることがあることを承認した、と解することができる。<sup>(56)</sup>

宗教的良心の苦痛に直面した人に一般法の適用の免除を、いわば例外的救済措置を与えることを、政府は義務づけられるものではないが、そうした措置を講じうる、というのがシャーバト事件におけるハーラン裁判官の考え方であった。<sup>(57)</sup> シャーバト判決ならびにヨウダ判決の結論は、ハーラン裁判官の見解よりは宗教に対する、より積極的な協調の立場を示していると思われる。こうした姿勢は、次のようなカーツ Katz の見解によって支持される。宗教国定禁止条項の命じる中立性は、「政府の世俗的活動から生じることになるであろう宗教的自由の制約に対抗し、これを抑止すべく企図された」特別の、宗教のための法的措置を許容する。<sup>(58)</sup> また、宗教国定禁止条項は、「完全に宗教的自由と両立しうる」ところの教会と国家の分離のみを要求している、という見解もある。<sup>(59)</sup>

この点について P・B・カーランドは、やや控えめに次のように述べている。「たしかに、ヨウダ判決の結論

[at 235-236] は、アミッシュ派信徒に対する特別な免除が宗教国定禁止条項に違反するという問題を提起した。だが当面、我々は、連邦最高裁の判断が実際の調整 adaptation を行なうためであるとしておかなければならぬ(60)。

#### 4 宗教に対する国の協調と協働 cooperation

ところで、ゾラク対クロズン *Zorach vs. Clauson* 事件において、連邦最高裁は、公立学校で宗教を学びたい生徒が授業時間中に校舎をはなれ、校外の宗教教育施設に赴くことを認める計画が、修正一条の宗教国定禁止条項によって禁止されるものではないと判断した。同判決は、この計画が宗教に対する政府の協調 accommodation を示すものであるとして次のように述べている。国が「宗教教育を奨励し encourage、もしくは宗教団体に協力し cooperate」、そのために「パブリック・サーヴィスを国民の精神的要求に適合させる accommodate」とし、「アメリカの精神的伝統に従うことになる(61)。もちろんこのばあい、そうした宗教教育に対する国の協調は、修正一条の宗教活動自由条項によって命じられ強いられるものではない。

だが、ヨウダ事件とゾラク事件とを、ともに「協調」の事例として扱うばあい、その意味が本質的に異なるものであることが注意されなくてはならない(62)。ヨウダ判決では、国の法制の実施、適用が宗教活動にとつての重大な障害になるとする、やむにやまれぬ宗教信仰上の理由からの法的義務の免除の要求について国の利益がどの程度損われるかの検証のうえ、これを容認することが「協調」的措置と表現された。これに対してゾラク判決では、宗教活動(宗教教育)のために公的機関(公立学校)の行事計画(正規の教育スケジュール)を變更(公教育活動を停止)し、学校は校外の教育的施設(教会等)から出席状況の報告を受けるなど、公の機関が宗教活動に主導的に関

与し、宗教的機能(宗教教育)の遂行の実質的協働者となっていることについて、「協調」という表現が用いられた。<sup>(63)</sup>

### むすび——ヨウダ判決の意義

アミッシュ教徒による義務教育免除の要求を憲法に基づいて容認したヨウダ判決は、憲法上のめんどろな問題を提起すると同時に、宗教的理由により一般法適用の免除を求めて提起された事件を扱う裁判所に有用な指針となるものを提示していると思われる。

(一) ヨウダ判決は、宗教的自由の憲法保障に基づき義務教育を拒否する者に義務教育法の適用の免除を認めるにさいし、次のようなテストを用いた。(1) 国の(一般法上の)要求が「宗教信仰の自由な実践を否認する」ものであるばあい、これを強いることはできない。(2) しかし、それにもかかわらず、法制上の要求が宗教信仰の実践に優位せしめられねばならないと国が主張するばあいには、国の側は、次の二点について立証しなければならない。(a) そうした制度によって推進しようとしている利益が、憲法の宗教的自由の保障規定によって保護されている利益に「まぎれもなく優位する重大な国の利益」と認められるか、換言すれば「至高の地位をもつ利益」であるか。(b) また、宗教的信条に基づいて要求されている法的義務の免除を容認することが、当該制度の目的にとってどの程度の障害を生じさせるか。

このテストは、「明白かつ現在の危険」テストにその基盤を有している。ヨウダ判決のテストは、要するに、宗教的信条による義務免除の要求を容認することが、国の「至高の地位をもつ利益」を「危険にさらすようなまぎれもなく重大な権利の濫用」を推進助長する可能性があるかどうか (*Sherbert vs. Verner*, 374 U.S. 398(1963), at 407)

ということであり、かつそのような可能性のあることについて、国側に立証責任を負わせるものである。ヨウダ判決のテストにおいて示された厳格な要件をクリアしてはじめて、国は宗教的信条・信念による良心的決定を無視して、個人に国の要求を強いることができるということである。

(二) 本判決は、修正一条の宗教活動自由条項に基づいて一般法の適用の免除を認められる行為を、「宗教に根ざす」ものに限定した。この点について、ダグラス裁判官より、非有神論的、非宗教的な理由による軍務の免除を容認した判決との対比において、本判決が後退を示すものではないかとの批判があった。<sup>(64)</sup> だが、軍務免除の容認が、兵役法上の軍務免除要件の文言の拡張解釈によるものであったのであり、この点よりすれば、憲法の宗教的自由保障規定に直接に依拠して宗教的理由による法的義務の免除を容認したヨウダ判決の意義は高く評価されてよいであろう。

(三) 本件訴訟において、アミッシュ派信徒の義務教育拒否が宗教信仰に基づくものであるか、また彼らの教義・信条に基づく生活様式と行為との間に必然的関連性があるかなどを確認するために「宗教活動についての綿密な」審査が行なわれたことについて、スチュアート裁判官により、それが国と宗教との許容されないインタングルメントとなるおそれのあることが示唆された。<sup>(65)</sup> 本裁判所におけるそのような審査が、主として宗教史や教育などの分野の専門研究者の公刊された研究成果や証言等に依存して行なわれたということによって、インタングルメント生起の危険が回避されていると考えられる。

そして、むしろ、右のような確認は、連邦最高裁がアミッシュ派信徒の主張を憲法に基づいて支持することを容易にしたと思われる。とりわけ信条や信仰と行為との実質的関連性は、法的義務履行の拒否を国が容認しないことが直ちに(その拒否行為の実体たる)信仰・信条の自由の抑止、侵害となるかどうかの認定において決定的な要素



となると考えられるからである。

(四) 本件で問題となっている行為は、一般法上の義務の履行を拒否するという「不作為」行為である。このような態様の行為は、経験法則上、公序良俗に対する影響効果が最小限度にとどまり、国の「至上の利益を危険にさらすようなきわめて重大な「権利の」濫用」のおそれが<sup>(66)</sup>最小限のものと評価される。実質的に「明白かつ現在の危険」という規準を用いる較量テストを適用して本件法的義務免除の要求を容認した本判決が、かような態様の行為についての規範的価値判断にある程度依存するものであったことは否定しえないであろう。

(五) 本判決によるアミッシュ派信徒に対する法的義務の免除は、とりわけ宗教的少数者の宗教信仰・信条とその表現・実践の保護のために採択された修正一条・宗教活動自由条項に基づくものであった。そうした免除を、ヨウダ判決は、協調的対応 accommodation と表現した。法的義務が自らの宗教的信仰・信条の表現・実践にとつて重大な障害となる者は、精神的意味でのハンディキャップをもち、多数派の人びととの関係で不利な条件のもとにおかれた者であり、彼らをそうした宗教的良心の苦痛から解放し、その精神的負担をとり除き、そうした苦痛や負担をもたない多数派の人びととの間で均衡をはかるための協調的対応措置として法的義務の免除を認めることは、宗教的自由の保障規定の命ずるところであるとともに、宗教的中立の原則の要求にも合致するというのが、本件における連邦最高裁の見解であると解せられる。

(1) Wisconsin vs. Yoder, 406 U.S. 205 (1972).

(2) R.T. Miller and R.B. Flowers, *Toward Benevolent Neutrality: Church, State, and the Supreme Court*, 3rd ed. (Markham Press Fund of Baylor University, Waco, Tex., 1987), pp.198-199.

- (㉓) *Ibid.*, p.198.
- (㉔) *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, at 213.
- (㉕) *Ibid.*, at 207.
- (㉖) *Ibid.*, at 213.
- (㉗) *Ibid.*, at 234.
- (㉘) *Ibid.*, at 235.
- (㉙) *Ibid.*, at 235-236.
- (㉚) *Ibid.*, at 209.
- (㉛) *Ibid.*, at 216.
- (㉜) *Ibid.*, at 210-211.
- (㉝) ロン・コニッツ[M.R.Konvitz] (清水・雅也訳)『宗教の自由と良心』[*Religious Liberty and Conscience* (Viking Press, New York, 1968)] (領文選'一九七三)'五八-一六〇頁。
- (㉞) M.Tushnet, " 'of Church and State and the Supreme Court': Kurland Revisited," *Supreme Court Review 1989*, ed. G.Casper and D.J.Hutchinson (University of Chicago Press, Chicago, 1990), p.382.
- (㉟) *Wisconsin vs. Yoder, op.cit.*, at 215-216.
- (㊱) *Ibid.*, at 247-249.
- (㊲) *Ibid.*, at 240.
- (㊳) *Ibid.*, at 240-241.
- (㊴) *Ibid.*, at 214.
- (㊵) *Ibid.*, at 221.
- (㊶) *Ibid.*, at 213.
- (㊷) *Brown vs. Board of Education of Topeka, et. al.*, 347 U.S. 483 (1954), at 493.
- (㊸) *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, at 214.

- (24) *Ibid.*, at 215.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*, at 214.
- (27) *Sherbert vs. Verner*, 374 U.S. 398 (1963), at 403.
- (28) *Ibid.*, at 406.
- (29) *Ibid.*, at 407.
- (30) *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, at 221.
- (31) *Ibid.*, at 235-236.
- (32) *Ibid.*, at 219-220.
- (33) *Reynolds vs. United States*, 98 U.S. 145 (1878), at 164.
- (34) *Cantwell vs. Connecticut*, 310 U.S. 296 (1940), at 303-304.
- (35) *Ibid.*, at 307.
- (36) *Ibid.*, at 311.
- (37) *West Virginia State Board of Education vs. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943), at 633.
- (38) *Ibid.*, at 639.
- (39) P.J.Riga, "Yoder and Free Exercise," 6 *Journal of Law & Education* 449 (October 1977), p.454.
- (40) *Ibid.*, at 460.
- (41) *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, at 235-236.
- (42) *Ibid.*, at 233.
- (43) *Ibid.*, at 220-221.
- (44) *Ibid.*, at 234 n.22.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Sherbert vs. Verner, op. cit.*, at 409.

- (47) *Abington School District vs. Schempp*, 374 U.S. 203 (1963), at 216.
- (48) *Ibid.*, at 222.
- (49) *Walz vs. Tax Commission*, 397 U.S. 664 (1970), at 672 及び *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, at 221 に引用されている。
- (50) 瀧澤信彦、『国の「宗教的中立性」保持の原則—合衆国憲法裁判の判例法理—』、『宗教法』第一号(宗教法学会、一九九三・三)を参照されたい。
- (51) *Wisconsin vs. Yoder, op.cit.*, at 222-224.
- (52) *Ibid.*, at 221.
- (53) *Ibid.*, at 220.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*, at 220, 234 n.22.
- (56) A.M.Adams and C.J. Emmerich, *A Nation Dedicated to Religious Liberty: The Constitutional Heritage of the Religion Clauses* (University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1990), p.60.
- (57) *Sherbert vs. Verner, op. cit.*, at 422.
- (58) W.G.Katz, "Radiations From Tax Exemption," *Supreme Court Review 1970*, ed. P.B.Kurland (University of Chicago Press, Chicago, 1970), p.102.
- (59) *Ibid.*, p.101.
- (60) P.B.Kurland, "1971 Term: The Year of the Stewart-White Court," *Supreme Court Review 1972*, ed. P.B.Kurland (University of Chicago Press, Chicago, 1973), p.217.
- (61) *Zorach vs. Clauson*, 343 U.S. 306 (1952), at 314.
- (62) A.M. Adams and C.J.Emmerich, *op.cit.*, p.60は、*ヘラクレス対クロース事件 Zorach vs. Clauson* における「強制 accommodation のハネリートのなかに入っているが、強制ではない。
- (63) 瀧澤信彦、『国家と宗教の分離』(早稲田大学出版部、一九八五)、二八六—二八九頁。
- (64) *Wisconsin vs. Yoder, op. cit.*, 247-249.

(5) *Ibid.*, at 240.

(6) *Sherbert vs. Verner*, *op. cit.*, at 406.